

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 2
- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】 3

北九州市告示第371号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成29年9月4日

北九州市長 北 橋 健 治

1 病院及び診療所（更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
医療法人小倉糖腎会げんだいクリニック	北九州市小倉南区徳力四丁目1番10号	平成29年8月25日

2 病院及び診療所（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
医療法人片山内科医院	北九州市八幡西区永犬丸三丁目2番3号	平成28年8月31日

3 訪問看護ステーション等（更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
ニチイケアセンター小倉訪問看護ステーション	北九州市小倉北区木町一丁目5番6号	平成29年9月1日

4 訪問看護ステーション等（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションコスモ	北九州市小倉北区東篠崎二丁目6番3号	平成29年9月1日
訪問看護ステーション四つ葉	北九州市若松区今光三丁目1番15号	平成29年9月1日

北九州市告示第 372 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 29 年 9 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

長尾町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	長岡政博	北九州市小倉南区長行東二丁目 23 番 25 号
変更後	濱川則弘	北九州市小倉南区長尾六丁目 11 番 3 3 号

3 変更年月日

平成 29 年 3 月 19 日